

## 教員紹介

氏名	国友 明彦	担当科目	国際財産法 国際家族法 国際民事手続法
略 歴			
出身地	京都府生まれ		
出身大学	1981年 京都大学卒業 1985年 京都大学大学院博士後期課程中退		
取得学位	博士（法学）		
職 歴	1985年 大阪市立大学法学部助手 1986年 大阪市立大学法学部助教授 2000年 大阪市立大学法学部教授 2001年 大阪市立大学大学院法学研究科教授 2022年 大阪公立大学大学院法学研究科教授 2024年 大阪公立大学名誉教授		
在外研究歴	1989-91年 ドイツ連邦共和国ミュンヘン大学留学		
社会貢献等	2004年 4月 法制審議会国際扶養条約部会幹事（2007年 10月まで） 2008年 5月 国際私法学会監事（2011年 5月まで） 2011年 5月 国際私法学会理事 2017年 11月 司法試験考査委員（国際関係法（私法系））（2021年 3月まで） 2018年 11月 大阪弁護士会綱紀委員会委員 2021年 4月 法科大学院協会修了生職域委員会委員（2022年 3月まで）		
主要研究業績等			
主 著 等	著書： 『国際私法上の当事者利益による性質決定』（2002, 有斐閣）252p.  論説（前掲書に収録されたものを除く）： ・「国籍の任意取得による重国籍——特にスイス法とストラスブール条約に		

- ついて——」国際法外交雑誌 93 巻 5 号（1994 年）579～610 頁
- ・「日本の国際私法における本国法主義」石部雅亮＝松本博之＝児玉寛編『法の国際化への道：日独シンポジウム』（信山社，1994 年）152～176 頁
  - ・„Das Staatsangehörigkeitsprinzip im japanischen Internationalen Privatrecht“, in: Karl Kroeschell/ Albrecht Cordes (Hrsg.), Vom nationalen zum transnationalen Recht: Symposion der rechtswissenschaftlichen Fakultäten der Albert-Ludwigs-Universität Freiburg und der Städtischen Universität Osaka. Freiburger Rechts- und staatswissenschaftliche Abhandlungen. Bd. 60, C.F. Müller, Heidelberg 1995, SS. 115-124.
  - ・「保険代位の準拠法」渡辺惺之＝野村美明編『論点解説国際取引法』（法律文化社，2002 年）78～87 頁
  - ・「国籍存在確認をめぐる問題——生後認知を受けた非嫡出子について——」野田愛子＝梶村太市総編集，若林昌子＝床谷文雄編『新家族法実務体系 2 親族[II]—親子・後見—』（新日本法規，2008 年）615～636 頁
  - ・「国籍法の改正——国際私法的観点から——」ジュリスト 1374 号（2009 年）15～21 頁
  - ・「法の適用に関する通則法第 38 条（本国法）」「同第 39 条（常居所地法）」「遺言の方式の準拠法に関する法律」櫻田嘉章＝道垣内正人編『注釈国際私法第 2 巻』（有斐閣，2011 年）251～274、275～293、413～429 頁
  - ・「特集『法科大学院における国際関係私法教育の現状と課題』——国際私法」国際私法年報 14 号（2013 年）70～77 頁
  - ・「国籍留保制度と憲法訴訟——国籍法 17 条 1 項（国籍の再取得）の住所要件の憲法適合性も含めて——」大阪市立大学法学雑誌 63 巻 2 号（2017 年）229～266 頁
  - ・「特集『施行 10 年を経た法の適用に関する通則法』——物権・債権譲渡に関する準拠法，条文化が見送られた事項」国際私法年報 23 号（2022 年）2～29 頁

**判例研究**（LS の授業で引用予定のものに限る）：

- ・「重国籍者の本国法（東京家審平成 4・9・18）」涉外判例百選[第 3 版]（1995 年）18～19
- ・「届出意思（名古屋高判平成 4・1・29）」国際私法判例百選[新法対応補正版]（2007 年）104～105
- ・「出向期間不更新と賞与減額に関する損害賠償請求の国際裁判管轄及び準拠法（東京地判平成 24・5・24）」平成 24 年度重要判例解説（2013 年）295～296 頁
- ・「常居所(1)——離婚・親子関係の場合（水戸家審平成 3・3・4）」国際私法判例百選[第 3 版]（2021 年）10～11 頁

**その他**（LS の授業で引用予定のものに限る）：

・「婚姻及び親子に関する法例の改正要綱試案についての意見」大阪市立大学法学雑誌 35 卷 2 号（1988 年）532～536 頁

・「日本在住の外国人夫婦の離婚及び子に対する親権・監護権の帰属は、それぞれ別々の国法が準拠法になることがあるのか」『問答式 国際家族法の実務』追録第 64 号（2012 年）283～284 ノ 9 頁

・「性質決定」「連結点の確定（国籍・常居所）」櫻田嘉章＝佐野寛＝神前禎編『演習国際私法 CASE 30』（有斐閣, 2016 年）201～210、211～222 頁